

「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」案

# 「電子自治体を加速するための10の指針」(案)

## 目次

【指針1】	
個人番号制度の導入と同時に自治体クラウドを構築	2
【指針2】	
大規模な地方公共団体では、まず既存システムのオープン化・クラウド化等を徹底	4
【指針3】	
都道府県が主導的・主体的に域内市区町村の自治体クラウドの取組みを加速	6
【指針4】	
地域の実情に応じた自治体クラウド導入・運用体制を選択	8
【指針5】	
パッケージシステム機能と照合した業務フローの棚卸し・標準化により、システムカスタマイズを必要最低限に抑制	10
【指針6】	
明確なSLAの締結、中間標準レイアウトの活用、庶務事務等の共同調達など、最適な調達手法を検討	12
【指針7】	
オープンガバメントの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズを精査し推進体制を整備	14
【指針8】	
ICT利活用による更なる住民満足度の向上を実現	16
【指針9】	
CISO機能の明確化等、情報セキュリティに関する人材・体制を強化	18
【指針10】	
CIOによるチェックリストを活用した強力なPDCAを構築	20

### **【指針1】 個人番号制度の導入と同時に自治体クラウドを構築**

地方公共団体においては、個人番号制度導入のスケジュールと同時に、業務の効率的・効果的な運用を目的に、複数団体によるクラウド技術を活用した情報システムの共同利用（以下、「自治体クラウド」という。）の構築に取り組み、関係経費の節減と情報システムのセキュリティ強化等を図ること。

その際、自治体クラウドを導入する場合と導入しない場合のコストシミュレーション・投資対効果試算を実施すること。

#### ＜現状と課題＞

自治体クラウドを導入済み・検討中としている地方公共団体は4割程度である。

個人番号制度と併せて自治体クラウドを導入するためには、早期に共同化計画を策定し、民間の知見も含めた十分な情報を活用して迅速・円滑な導入を実施する必要がある。

個人番号制度と同時に自治体クラウドを導入することにより、保守運用経費のみならず、個人番号制度対応改修等経費についても削減が期待できる。一方で、自治体クラウド構築には一定の初期コストが発生するほか、個人番号制度導入と時期を合わせることにより、追加的な費用が発生することも想定される。

#### ＜地方公共団体に期待される指針実行のための取組み＞

##### ① 業務フローの見直し

業務の効率的・効果的な運用を目的に最適な業務フローへの見直し（個人番号制度に対応するための見直しの観点、基幹系システム最適化の見直しの観点）を行うこと。

##### ② コストシミュレーション比較・投資対効果試算の実施

「個人番号制度対応改修等費用」「既存システムの管理運用費」「導入時期調整に要するコスト」等を要素に含めた、個人番号制度と同時に自治体クラウドを導入する場合と導入しない場合のコストシミュレーション比較・投資対効果試算を実施する。

##### ③ 上記②の効果が最大化するような自治体クラウド導入スケジュールを設定

平成27年度から開始される個人番号制度導入のためのテストスケジュール等を踏まえ、各団体にとって最適な自治体クラウド導入のスケジュールを検討すること。

④ 上記③のスケジュールに沿って着実に自治体クラウドを導入

導入に当たっては、都道府県が主導的な役割を担って、域内市区町村の取組みを推進することが重要である（【指針3】参照）。また、その導入効果を最大化するためには、地方公共団体はまず、業務の標準化や、いわゆるベンダロックインの排除（【指針5】、【指針6】参照）を目指した取組みを徹底する必要がある。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>

(P)

<考えられるKPIの例>

(P)

## **【指針 2】大規模な地方公共団体では、まず既存システムのオープン化・クラウド化等を徹底**

人口規模の大きな地方公共団体において、他団体との情報システムの共同利用・標準化が直ちには困難であると認められる場合には、まずは団体内情報システムのオープン化を徹底した上で、オープン化の後に【指針 1】における自治体クラウドへの展開を検討すること。

併せて、複数部局のアプリケーション機能を全庁的な共通システム基盤の上に構築すること等、クラウド技術を活用した情報システム改革に積極的に取り組むこと。

### <現状と課題>

大規模な地方公共団体においては、未だメインフレームが残存している団体が多く、自治体クラウドへの取組みは少ない一方で、近年、人口規模 20 万人超の地方公共団体も参加する自治体クラウドの例が散見される。

システム経費を削減するとともに、業務の標準化により将来の自治体クラウドに繋げるためにも、メインフレームをオープンシステム化する等、庁内の情報システム改革に取り組むことが必要である。

### <地方公共団体に期待される指針実行のための取組み>

#### ① 【指針 1】（自治体クラウド）の適用可能性の検討

人口規模の大きい団体であっても、まずは【指針 1】②のコストシミュレーション・投資対効果試算まで実施し、複数団体でのシステムの共同利用可能性について検討する。

（上記①の検討の結果、他団体との共同利用・標準化が直ちには困難と認められる場合）

#### ② 団体内情報システムのオープン化の促進

汎用コンピュータ等ベンダ独自の OS 等を用いたいわゆる「メインフレーム」については、そのオープン化に向けた情報システム改革の取組みを行う。また、オープン化に際してセキュリティの観点から外部のデータセンターの活用についても検討する。

※メインフレーム…メインフレーム、ホストコンピュータ、汎用機、汎用コンピュータ、エンタープライズサーバなどと呼ばれるベンダ独自仕様 OS を搭載する大型電子計算機を備えた情報処理システム

#### ③ マルチベンダへの対応

オープン化を実施する中で、業務効率化の観点から、導入する基幹系システムが

マルチベンダとなることが考えられる。マルチベンダの環境下において、個人番号制度対応等による庁内情報連携等に適切に対応するために、各地方公共団体において適切な情報連携基盤等を導入することを検討する。

④ 全庁的共通システム基盤の導入の検討

②③のオープン化の取組みと併せ、クラウド技術を活用して、庁内複数部局が共通のサーバ・ミドルウェア等を利用する全庁的共通システム基盤等の導入を検討する。

⑤ 自治体クラウド導入の再検討

人口規模の大きな地方公共団体において、②のオープン化が普及した場合、県域にとらわれない大規模団体間で、自治体クラウドの導入の再検討が可能となるものと考えられる。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>

(P)

<考えられるKPIの例>

(P)

### 【指針 3】 都道府県が主導的・主体的に域内市区町村の自治体クラウドの取組みを加速

都道府県は、【指針 1】が円滑に実行されるよう、協議・調整の場を設けること、また技術的助言を行う等により、域内市区町村の自治体クラウドの取組みについて積極的な役割を果たすこと。また、都道府県は自らの情報化推進計画等の中で、域内市区町村の自治体クラウド導入に対する支援等に関する目標設定等を行うこと。

#### <現状と課題>

大多数の都道府県に域内市区町村の電子自治体施策を推進するための協議会（以下、「電子自治体推進協議会」という。）が存在し、8割の都道府県が主導的な役割を果たしているが、自治体クラウドの導入について支援等を行っているのは5割程度に留まる。

都道府県のC I Oは域内市区町村の首長への働きかけ、検討過程への支援といった自治体クラウドの取組みに寄与する働きが期待される。

#### <地方公共団体（都道府県）に期待される指針実行のための取組み>

##### ① 域内市区町村の自治体クラウドの導入状況の把握

都道府県の情報政策課や電子自治体推進協議会で域内市区町村の自治体クラウドの取組みの進捗状況を把握し、必要な支援を検討。

##### ② 情報化推進計画等への自治体クラウド導入支援に関する目標設定の盛り込み

把握した進捗状況を踏まえ、域内市区町村の自治体クラウドの取組みへの支援を計画的に推進するため、自治体クラウドに対する導入支援に関する目標設定等を盛り込んだ情報化推進計画を策定する。

##### ③ ②に基づき、域内市区町村間の連携等に関する支援を実施

個人番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入の検討の取りまとめを都道府県が担うことにより、域内市区町村の効果的な連携や効率的な業務運用体制構築を図る。

##### （具体例）

- ・ 域内市区町村と共同での勉強会や検討会の開催
- ・ 調達に向けた問題点の整理や技術的助言等を実施
- ・ 検討過程への積極的な都道府県職員の参加
- ・ 各市区町村長への都道府県C I Oからの働きかけ
- ・ 市長会・町村会での働きかけ 等

④ 域内自治体クラウドグループの調整

参加団体数の少ない自治体クラウドに対して、クラウドグループ間の統合・集約や、既存クラウドへの途中参加の調整等の支援を実施する。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>

(P)

<考えられるKPIの例>

(P)



#### 【指針 4】 地域の実情に応じた自治体クラウド導入・運用体制を選択

自治体クラウドの導入・運用体制には、「一部事務組合」「広域連合」「協議会」「代表団体への事務委託」などの様々な形態があるが、その選択は、意思決定の迅速さ、立ち上げの簡便さ、責任の所在、安定性、庁内情報システム部門の役割・体制・人材等を考慮に入れ、地域の実情に応じた総合的な判断の下で選択すること。

また、他の地方公共団体が途中参加しやすい自治体クラウドの運用体制とすること。

#### <現状と課題>

自治体クラウドの導入・運用形態は様々であり、それぞれ異なった特徴を有する。また、地域の実情により自治体クラウドの導入、運用それぞれの段階においても、適切な形態は異なることがある。円滑な導入・運用のため、どの形態が最も適切であるか、十分に整理の上選択する必要がある。

#### <地方公共団体に期待される指針実行のための取組み>

##### ① 自治体クラウドの導入効果が最大化するような管理運用体制の選択

どこまでの情報システムを自治体クラウドで管理運用するか、どのような管理運用体制で自治体クラウドを実施するか等について検討する。

(導入・管理運用体制の比較の観点例)

- ・体制立上げの迅速さ
- ・意思決定の迅速さ
- ・運用体制の安定性 等

##### ② 既存の自治体クラウドグループへの途中参加受入れ

既存の自治体クラウドグループに対して他の地方公共団体が途中参加を希望した場合、受入れが円滑に進められるよう、あらかじめ受入れの方法等を決定しておく。

##### ③ 新システムに応じた運用体制の見直し

新システムは既存の業務システムでは今まで実現できなかった住民サービスの提供が可能になることも見据え、新システムに応じた庁内の運用体制の再整備を行う。

##### ④ 自治体クラウドによる新システム運用に係る計画的な人材育成を実施

自治体クラウドは、地方公共団体の今後の行政運営基盤に関わる重要な取組みであることを認識し、情報システムを活用した新たな行政サービス提供の企画立案等ができる専門的な職員の育成に努める。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>  
(P)

<考えられるKPIの例>  
(P)

**【指針5】パッケージシステム機能と照合した業務フローの棚卸し・標準化により、システムカスタマイズを必要最低限に抑制**

地方公共団体は、自治体クラウド導入を含め情報システムの更新に当たって、安易にカスタマイズ要望を積み上げることはせず、自らの業務フローを棚卸し・分析し、クラウドベンダが提供するパッケージソフトの機能・帳票等と照らし合わせた上で、業務の標準化を徹底的に実施し、パッケージソフトのカスタマイズを必要最低限に抑制し、真の全体業務最適化を図ること。

また、次期システム更新も視野に入れ、自治体クラウド導入後も継続的に業務の標準化に取り組むこと。

<現状と課題>

自治体クラウドの効果として、情報システム関連経費の削減や業務の効率化が挙げられるが、これは自治体クラウド参加団体のシステムを、そのまま集約するだけでは得られず、業務の標準化を行い、パッケージシステムに対するカスタマイズを必要最小限に抑えることで初めて十分に得ることができるものである。

また、次期更新時の競争性を高めるためにも、大きなシステム更改等以外の時期においても業務の標準化については不断の努力を行い、環境整備を進めることが重要である。

<地方公共団体に期待される指針実行のための取組み>

- ① カスタマイズ要望を必要最低限に抑制することについて庁内・団体間合意形成  
パッケージシステム導入効果を最大限活かすために、カスタマイズ抑制の趣旨を移行作業に携わるすべての担当者が理解する。
- ② 現在の業務フローと調達候補パッケージソフト機能の照合・分析  
既存業務システムについて、調達候補システムのパッケージ機能と比較しながら、「原則としてパッケージシステムに業務を合わせる」との意識の下で、現行の業務フローの棚卸し・標準化を徹底的に実施する。
- ③ 業務の標準化を利用し、庶務事務等を含む共同調達を実施  
業務標準化が進むことにより、システム経費の削減のみならず、庶務事務等を含む共同調達の実施による事務経費の削減や業務負荷軽減等の発展的効果を得ることが可能になる。（【指針6】参照）

④ 標準化された業務フローの整理・メンテナンスの実施

②により標準化された業務フローは庁内で作成方法等を統一する。この業務フローを庁内の業務・システム運用マニュアルとして継続的に改訂し、人事異動における引継等にも活用する。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>

(P)

<考えられるKPIの例>

(P)

**【指針6】明確なSLAの締結、中間標準レイアウトの活用、庶務事務等の共同調達など、最適な調達手法を検討**

地方公共団体はクラウドベンダ選定の際に、サポート体制・セキュリティを含む業務に必要な非機能要件を十分に精査し、ベンダとの責任分界等を明確にしたSLAを締結すること。

また、地方公共団体は、自治体クラウド等新規システムを調達する際、契約期間満了時に業務システムが保有する実データを、総務省が公開する中間標準レイアウト仕様によりデータ提供する旨を調達仕様書へ明記し、将来にわたる競争性を確保する調達を行うこと。

さらに、情報システムのみならず、庶務事務等の共同調達も併せて実施する等、クラウド導入効果を最大化する調達を検討すること。

<現状と課題>

自治体クラウド導入時の契約を締結する際、不要な経費計上や過剰なサービス提供を防ぐため、業務の内容及び業務遂行に必要な非機能要件について十分に検証し、明確なSLAを締結する必要がある。

さらに、システム間のデータ移行には多額の費用が発生し、自治体クラウド導入の阻害要因や、ベンダロックインの原因にもなっていることから、総務省が公開する中間標準レイアウトを活用し、これらを防止すべきである。

また、自治体クラウドの導入による業務の標準化を最大限活かすため、庶務事務等の共同調達についても検討すべきである。

<地方公共団体に期待される指針実行のための取組み>

- ① 自治体クラウドで必要とされるSLA項目の洗い出し、グレード検討、締結されたSLAの見直しを含む厳格なSLMを実施

業務上必要な非機能要件について各団体の実情に応じて項目を選定し、過剰な非機能要件とならないように十分に精査した上で、クラウドベンダ選定基準を策定し、その基準に基づき調達を実施する。

また、求める非機能要件に応じたサービスが提供されているか定期的な点検を行い、必要に応じて要件を改訂する。

※SLA【Service Level Agreement】…サービスの品質に対する利用者側の要求水準と提供者側の運営ルールについて明文化したもの。

SLM【Service Level Management】…サービスレベルを最適化して継続的に行うための運営手法。

- ② 新システムへのデータ移行について、中間標準レイアウト仕様の活用を検討  
既存システムからのデータを抽出する際の中間標準レイアウトへのデータ項目の整理にどの程度の作業が必要か検討し、また、中間標準レイアウトに含まれない項目の移行方法についても検討する。
- ③ 次回データ移行時の競争性を確保した仕様書の作成  
仕様書に以下の内容を明記すること。
- ・ 契約期間中は中間標準レイアウトに即したデータ管理
  - ・ 中間標準レイアウトの改訂に対応した適切なデータ管理
  - ・ 契約満了時には移行するデータを中間標準レイアウトに抽出
- ④ 情報システム調達に併せた、庶務事務等の共同調達  
自治体クラウド等のシステム再構築の際には、パッケージシステムに合わせて、地方公共団体間の業務フローの標準化が図られるため、帳票印刷や封筒封入や発送事務等の庶務事務等の共同調達が可能となるものと考えられる。したがって、システム調達時には、併せてこれも検討すること。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>

(P)

<考えられるKPIの例>

(P)

**【指針7】 オープンガバメントの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズを精査し推進体制を整備**

地方公共団体は、公共データの中でも、地方公共団体が保有するデータへの民間企業のニーズが高いということを認識し、国のオープンデータ戦略等と十分に連携を図り、保有するニーズの高いデータについて、その使途も含め精査を行い、部局内情報連携・情報公開体制の充実を行うこと。

その際には、オープンガバメントと個人情報保護・情報セキュリティとの関係についても整理し、住民の理解が得られる形での積極的なオープンデータ施策を実施すること。

＜現状と課題＞

地方公共団体の保有するデータを民間が活用することによる新たな産業の創出が期待されているところであり、地方公共団体においては、国のオープンデータ戦略等と連携しながら、二次利用可能なデータの公開に積極的に取り組むことが求められている。

その反面、地方公共団体が保有する情報は住民の個人情報を含むデータも多く、公開するデータの取扱い等に係る体制整備が必要である。

＜地方公共団体に期待される指針実行のための取組み＞

- ① 保有するデータに対する民間ニーズの把握・個人情報保護等との関係整理を実施  
各団体が保有している公共データについて、現状と民間ニーズを把握し、公開対象データの個人情報該当性を検証する。また東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては提供が可能となるよう早急に取り組を進める。
- ② ①で把握した公開ニーズのあるデータについて庁内の情報連携を強化  
部局を超えた情報連携が図れるように庁内の公共データを整理するための庁内ルール等の整備を検討する。
- ③ 二次利用可能なデータ形式による情報公開体制の整備  
データを公開しても、二次利用可能でなければ活用場面は広がらない可能性があるため、公開されるデータの形式等について、オープンデータに適したものとするデータ整備を行う。
- ④ 国のオープンデータ戦略等との連携、実証実験等への参加  
公共データ活用のために必要なルール等の整備や、国が行う実証実験や調査研究へ

参加することにより、積極的なオープンガバメントの取組みを実施する。

- ⑤ オープンガバメントによる新たな住民満足度向上施策の検討  
データの公開を通じて、具体的な活用シーンの掘り起こしを行う。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>

(P)

<考えられるKPIの例>

(P)



### **【指針 8】 ICT利活用による更なる住民満足度の向上を実現**

地方公共団体は、行政のICT利活用の促進について、これまで国が提示してきた指標であるオンライン利用率の向上に向けた取組みに加え、住民利便性・サービス形態のニーズ・セキュリティの確保等を考慮に入れた、真に住民等の満足度が向上するような地域の実情に応じた多様な取組みを行うこと。

都道府県は、域内市区町村の取組みについて、必要な情報提供・支援等を行い情報化政策の推進を図ること。

#### <現状と課題>

ICT利活用による行政サービスに対する住民利便性の測定指標の一つにオンライン利用率があるが、ICT利活用において重要となるのは住民満足度の向上であり、オンライン申請に留まらず、地方公共団体内部のデータ連携を十分に行う等、行政サービスの質の向上を実現するICT利活用方策を検討する必要がある。

#### <地方公共団体に期待される指針実行のための取組み>

##### ① 現在の目標設定（オンライン利用率等）の把握、課題の抽出

各団体において定めるオンライン利用率等の現状、設定目標について整理し、課題を抽出する。オンライン利用率を上昇させることが真に住民満足度の向上になっているか検証する。

##### ② 行政サービス毎にオンライン利用のユーザビリティ・対面サービスニーズ等の調査

上記①で抽出された課題に基づき、オンラインサービスの見直しを行う。各団体で取り組むべきICT利活用方策と必要な住民サービスレベルを設定する。

（具体例）

- ・ コンビニにおける証明書等の交付の普及
- ・ 住民等への窓口サービスの最適化 等

##### ③ 各地方公共団体において地域の実情に応じた多様な新指標の設定

今後総務省が示すガイドライン等を参考に、上記②で設定されたサービスレベルへの到達度等（満足度）の調査を行い、今後の施策に反映する。また、都道府県においては、域内市区町村に対し必要な情報提供・支援等も行う。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>

(P)

<考えられるKPIの例>

(P)

### **【指針9】C I S O機能の明確化等、情報セキュリティに関する人材・体制を強化**

地方公共団体は、多様化するセキュリティ事案に対応するためにも、情報システムの整備・推進部門とは独立したC I S O機能の重要性を認識し、セキュリティ対応専属の補佐官の設置・セキュリティ監査の実施・職員へのセキュリティ研修の充実等により体制を強化すること。インシデント対応についても、国（N I S C・総務省）、L A S D E Cへの情報提供などの連絡体制の整備を一層徹底すること。

上記の取組みや個人番号制度の導入を踏まえ、情報セキュリティポリシーについて必要な見直しと適切な運用を行い、セキュリティ事案への更なる対応強化を図ること。

#### <現状と課題>

クラウド技術活用等のI C Tの進展に伴い、セキュリティや個人情報保護について更なる検討が必要であり、地方公共団体において組織全体の情報セキュリティ対策に責任を持つC I S Oの機能の確保等により、庁内全体の情報セキュリティ対応レベルの向上を図る必要がある。

また、個人番号制度の導入や高度化する大規模サイバー攻撃等の脅威の増大等、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、各地方公共団体の情報セキュリティポリシーについて必要な見直しと適切な運用を行うことが求められる。

#### <地方公共団体に期待される指針実行のための取組み>

##### ① 情報セキュリティポリシーの実効性の確認、課題の抽出

自団体内のすべての部署に対して、情報セキュリティポリシーが遵守されているかどうかの確認と、運用上の課題を整理する。

##### ② ①の課題を解決するための体制整備（セキュリティ監査・研修・外部人材の活用等）

専門職員を育成・配置（例えば、専門知識を有するO B職員の活用等）すると共に、全庁の情報セキュリティ監査と情報セキュリティ研修を行う。

##### ③ 総務省等による関連ガイドラインを確認し、必要に応じ自団体の情報セキュリティポリシーを改訂

今後総務省によって改定される情報セキュリティポリシーガイドライン等も参考に、情報セキュリティ監査と研修を通じて得られた対応策を情報セキュリティポリ

シーに反映させ、自団体内へ浸透させる。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>

(P)

<考えられるKPIの例>

(P)

## 【指針10】CIOによるチェックリストを活用した強力なPDCAを構築

地方公共団体は、【指針1】～【指針9】に関する施策について、国のIT戦略とも連携をとりながら、定量的なKPIを含むチェックリストを作成し、PDCA体制を強化すること。都道府県は、域内市区町村の情報施策の推進に資するため、市区町村におけるチェックリスト作成・活用状況を把握し、必要に応じて支援を行うこと。

各団体のCIOは、自らが情報企画・情報戦略の責任者であるという認識を十分に持ち、チェックリストを活用し、施策の進捗状況・取組み不足事項を把握し、必要に応じ改善策等を指示すること。また、チェックリストに基づく改善状況等を公開すること。

### <現状と課題>

現在、情報化施策に関する計画は、5割以上の市区町村で未策定であり、都道府県においても全ての団体で策定されているわけではない。

情報化政策が自治体行政運営の重要な基盤であることに鑑み、CIOは情報政策部門と共に、電子自治体の推進が全庁的に取り込まれるよう情報化計画を策定し、これについて効果的なPDCAサイクルを整備・実施する必要がある。

また、CIOは地方公共団体を運営していく上での情報化政策の重要性を十分認識し、改善策の指示等に積極的に取り組むべきである。

### <地方公共団体に期待される指針実行のための取組み>

#### ① 情報政策部門が主導的に情報化計画を作成

情報システムを活用した自治体経営戦略の責任者であるCIOを補佐する立場の情報政策部門は、自団体（市区町村を想定）の情報化政策の現状や課題、国・都道府県等の情報関連施策も参考に、今後の自団体の情報化施策に関する計画を作成すること。

#### ② 情報化計画を踏まえたチェックリストを作成・公表

上記①で作成した情報化計画の進捗状況を確認できるチェックリストを作成し、CIOによる定期的な状況把握を実施すること。

また、チェックリスト等の公表を検討し、当該団体の情報化の進捗状況を住民に明らかにする取組みを行うこと。

#### ③ チェックリストを活用したフォローアップ・改善指示等の検討

上記②の作業を定期的に全庁で行うことにより、情報化計画の達成度を測ることができ、情報化施策において重点的に取り組むべき箇所の抽出が可能となる。情報政策部門はこの結果を踏まえた改善施策をCIOとともに随時実施して、次期情報

化計画にも反映すること。

④ 都道府県が域内市区町村における①～③を把握し、必要な支援を実施

都道府県は、①～③の推進体制があるか、実効性を伴っているか等、域内市区町村の取組みを把握し、情報共有等支援に努めるとともに、総務省によるフォローアップに協力すること。

<総務省における地方公共団体の取組みを促進する施策>

(P)

<考えられるKPIの例>

(P)